

千葉市告示第677号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、平成20年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(平成5年千葉市条例第17号)第8条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成20年11月17日

千葉市長 鶴岡 啓一

一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の排出の状況

(1) 計画区域

千葉市全域とする。

(2) 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の種類	排出量	合計
可燃ごみ	305,400t／年	394,800t／年
不燃ごみ	12,500t／年	
資源物	72,300t／年	
粗大ごみ	4,500t／年	
有害ごみ	100t／年	
し尿	9,500kl／年	39,000kl／年
浄化槽汚泥	29,500kl／年	

(注) ごみについては100t、し尿及び浄化槽汚泥については100kl単位で整理した。

2 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

一般廃棄物 の種類	収集・ 運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市(委託) 排出者	市(直営)	焼却(焼却灰は一部再資源化)	市(直営)	埋め立て
不燃ごみ	市(委託) 排出者	市(直営)	破碎(破碎後、鉄類は回収・可燃残さは焼却・不燃残さは埋め立て)・修理再生等	市(直営)	埋め立て
資源物	1 市(委託)	市(直営) (委託)	資源化	—	—
	2 資源化業者	資源化業者等			
粗大ごみ	市(直営) 排出者	市(直営)	破碎(破碎後、鉄類は回収・可燃残さは焼却・不燃残さは埋め立て)・修理再生等	市(直営)	埋め立て
有害ごみ (危険物)	市(委託)	市(委託)	資源物抽出型無害化処理	市(委託)	埋め立て
			ガス抜き後、鉄類回収	—	—
し尿	市(委託) 許可業者	市(直営)	衛生センターに投入後、前処理を行い、下水処理施設にて処理	—	—
浄化槽汚泥	許可業者				

(注)

- 資源物 1 はびん、缶、ペットボトル及び生ごみ分別収集モデル事業において収集する生ごみを対象とする。
資源物 2 は新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙、布類を対象とする。
- 有害ごみは使用済みの乾電池、使用済みの蛍光灯、水銀入り体温計を対象とする。有害ごみ(危険物)はカセット式ガスボンベ・スプレー缶、使い捨てガスライターとする。
- 不燃ごみまたは粗大ごみのうち、家庭系廃パソコンの周辺機器については、排出者自らまたは一般廃棄物収集運搬許可業者が、一般廃棄物処分許可業者の処理施設へ搬入することもできる。

家庭から排出されるごみは、現行の5種19分別*収集により、ごみの減量・再資源化を図るものとし、排出に当たっては分別区分への適正排出の遵守及び可燃ごみ、不燃ごみの指定袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。

【5種19分別】

5 種：可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみ(危険物)

19 分別：①可燃ごみ ②不燃ごみ ③びん(無色) ④びん(茶色) ⑤びん(その他) ⑥缶

⑦ペットボトル ⑧新聞 ⑨雑誌 ⑩段ボール ⑪紙パック ⑫雑紙 ⑬布類 ⑭粗大ごみ

⑮使用済み乾電池 ⑯使用済み蛍光灯 ⑰水銀入り体温計 ⑱カセット式ガスボンベ・スプレー缶

⑲使い捨てガスライター

ただし、生ごみ分別収集モデル事業実施地区においては、さらに生ごみを分別する。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分			
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法		
可燃ごみ	許可業者	市(直営)	焼却(焼却灰は一部再資源化)	市(直営)	埋め立て		
	排出者						
不燃ごみ (燃えがら)	排出者	—	—	排出者	埋め立て		
	許可業者	—	—	市(直営)			
資源物	許可業者 資源化業者 排出者	資源化業者等	資源化	—	—	埋め立て	
		許可業者					

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、資源化業者や市が許可した一般廃棄物収集運搬業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととし、廃棄物については市の処理施設で処理を行うものとする。

3 一般廃棄物の処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア 排出抑制・資源化計画

(ア) 排出抑制の方法

a 家庭から排出される一般廃棄物（家庭ごみ）

区分	事業名	事業内容
キャンペーン・イベント等	焼却ごみ1/3削減に向けた普及・啓発	徹底したごみの減量と再資源化により焼却ごみを1/3削減し、2清掃工場体制を実現することを目指す「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成19年3月策定）について、市民・事業者と計画・目標の共有化を図ることができるよう、積極的かつ効果的な普及・啓発を行う。
	ごみ減量のための「ちばルール」の周知・普及	環境にやさしい消費行動を促進するため、マイバッグキャンペーンを実施するとともに、ちばルール協定店を広く市民に周知する。
	リサイクルキャンペーン	ごみの減量・再資源化についての市民意識の高揚を図るため、各種イベントにおいてパネル展示等によるキャンペーンを実施する。

キヤンペント等	ごみゼロクリーンデー	美しい街づくりの日・ごみ減量週間・環境月間行事の一つとして、道路上や植え込み等にある空き缶等の散乱ごみを収集することにより、ごみの減量やリサイクルについての意識の向上を図る。
	美しい街づくりの日及びポイ捨て防止キャンペーン	「千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例」を周知し、「美しい街づくりの日」を記念するための街頭キャンペーンを実施する。
出版物による啓発	クリーンネットちば	ごみ処理の現状やリサイクルに関するタイムリーな知識や情報などを掲載する広報紙を年1回発行する。
	リサイクルハンドブック	ごみの排出方法及びリサイクルに関する知識・情報を掲載したごみ減量のための総合的な手引き書として作成する。
	ポイ捨て防止PR	「千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例」の周知徹底を図るため、啓発用リーフレットを作成する。
	リサイクル教育図書の発行	ごみ減量・リサイクル意識を生活習慣として定着させることを目的に幼児用及び小学校1年～3年生用のリサイクル教育図書を発行する。
	環境副読本の発行	小学校4年～6年生を対象とした環境副読本「エコエコ大作戦」を発行する。
リサイクル教育の推進	ごみ減量ポスター・標語コンクール	小中学生を対象に、ごみ減量ポスター・標語コンクールを実施する。
	ごみ分別スクール	ごみ減量・リサイクル意識の醸成を図るため、小学校4年生を対象に、ごみ分別方法などを体験学習するごみ分別スクールを実施する。
	親子チャレンジ教室	ごみの減量やリサイクル意識の醸成を図るため、小学生とその親を対象とし、牛乳パックを使った紙すき葉書き等の体験学習教室を実施する。
	リサイクル情報コーナー	家庭で不用となった家電製品や衣類などのリユースを推進するため、各区役所に不用品情報を交換する場として「リサイクル情報コーナー」を設置する。
リサイクル情報の提供等	リサイクルバンク 北リサイクルプラザ	ごみ処理の現状やリサイクル関連情報の拠点としてリサイクルPR事業、粗大ごみ再生品の展示及びリサイクル体験学習等の啓発事業を実施する。
	新浜リサイクルプラザ	循環型社会の実現に向けた全市の情報・活動拠点として、粗大ごみ再生品の展示等を実施する。
	インターネットホームページ	インターネット上のホームページにより、ごみ減量に役立つ情報を幅広く提供する。ホームページアドレス http://www.city.chiba.jp/recycle

ごみ減量活動の支援	市民等リサイクル活動の支援	市民等が自主的に行うフリーマーケット・学習会等に対し、行事の後援及び講師派遣等を行う。
	生ごみ資源化アドバイザーの派遣	生ごみの減量・再資源化に取り組む団体へ助言・技術指導等を行う生ごみ資源化アドバイザーを派遣する。
	生ごみ減量処理機・生ごみ肥料化容器の普及促進	各家庭における生ごみの減量・再資源化を促進するため、生ごみ減量処理機及び生ごみ肥料化容器の購入・設置者に対し、購入費用の一部を助成する。
	地域型生ごみ処理機設置管理事業	地域住民による生ごみの減量・再資源化の活動を支援するため、地域住民が共同して利用する地域型生ごみ処理機を設置・管理する。
	剪定枝チップ機の貸出	家庭から出る剪定枝を粉碎処理する「剪定枝チップ機」を貸し出す事業を実施する。
その他	「焼却ごみ 1/3 削減」推進市民会議（仮称）の設立	市民・事業者・市の協働の場として「市民会議」（仮称）を設置し、ごみの削減に必要な事項についての検討・実践を通して、市民・事業者の主体的な取り組みへつなげる。
	ごみ減量のための「ちばルール」行動協定	ごみ減量のための「ちばルール」に基づき、販売事業者と「ごみ減量のための行動協定」を締結し、環境負荷の低減に資する消費・販売を推進する。
	美しい街づくりに係る活動支援	定期的に清掃活動を行う地域ボランティア団体等に対し、清掃用具の支給を行い、環境美化活動を支援する。
	廃棄物適正化推進員制度	廃棄物適正化推進員の協力により廃棄物の適正排出、適正処理及び再利用等の普及・啓発を図る。

b 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業所ごみ）

区分	事業名	事業内容
よる 出版物 に 出 る 啓 發	リサイクリーンちば	事業所向けのごみ情報紙を年2回発行する。
	事業用大規模建築物ごみ処理の手引き	事業用大規模建築物のごみ減量と適正処理制度等を周知するため、手引き書を作成し配布する。
その 他	事業用大規模建築物所有者への指導	廃棄物管理責任者の選任、市長への届出並びに減量計画書の作成、市長への提出及び一般廃棄物・再利用の対象となる廃棄物の保管場所の設置を義務付けるとともに、立入調査を実施する。
	事業用大規模建築物建設者への指導	一般廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる廃棄物の保管場所について事前協議の上、設置、市長への届出を義務付ける。
	ごみ減量・再資源化優良事業者に対する表彰	事業系ごみの減量・再資源化を進めるため、優れた取り組みを行っている事業者に対する表彰を行う。

(イ) 資源化の方法及び量

a 排出前の資源化量

(単位:t／年)

区分	内 容	資源化量
集団回収	地域住民団体が実施する集団回収の普及促進を図るため、実施団体・回収業者に補助金を交付する。	28,000
拠点回収	公共施設に古紙回収庫を設置し、古紙類を回収する。	300

b 排出(収集)後の資源化量

(単位:t／年)

区分	内 容	資源化量
鉄類回収	新浜リサイクルセンターにおいて、不燃ごみ及び粗大ごみは破碎機により破碎し、鉄類を回収する。	2,800
粗大ごみの修理再生	新浜リサイクルセンターにおいて、粗大ごみのうち、再生利用可能なもの(家具・自転車)を修理再生する。	*
資源物収集(家庭)	資源物収集として、びん、缶、ペットボトル、古紙類、布類をステーション収集方式にて収集する。	24,300 びん 7,300 缶 3,400 ペットボトル 3,100 古紙類 9,600 布類 900
資源物収集(事業所)	事業所に対しても、さらなる資源化を目指し適正な分別排出を指導するとともに、許可業者に対しても分別収集に対応できる収集体制づくり及び資源化の促進を指導する。	48,000 古紙類 36,900 布類 100 びん 3,300 缶 3,300 金属 1,900 木くず 1,700 食品循環資源等 800
生ごみ収集(モデル事業)	生ごみの再資源化を図るため、若葉区・緑区・美浜区の一部をモデル地区として、家庭系生ごみをステーション方式にて収集する。	200
合 計		75,300

(注) * 100t 単位での整理のため、表示していない。

イ 収集・運搬計画

(ア) 収集区域

千葉市全域

(イ) 収集・運搬する一般廃棄物の量及び処理施設の概要

a 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

(単位: t／年)

	一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量	収集回数	収集方法
家庭ごみ	可燃ごみ	208,400	週 3 回	指定袋によるステーション方式
			毎 日	指定袋による管路収集(幕張新都心住宅地区)
	不燃ごみ	12,300	月 2 回	指定袋によるステーション方式
			週 3 回	指定袋による管路収集(幕張新都心住宅地区)
	資源物	24,300	週 1 回	コンテナによるステーション方式(びん<無色>、びん<茶色>、びん<その他>、缶) 網袋によるステーション方式(ペットボトル)
			週 2 回	専用袋によるステーション方式 (生ごみ分別収集モデル事業)
			月 2 回	ひもでの結束による品目ごとのステーション方式(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙) 透明なポリ袋によるステーション方式(布類)
	粗大ごみ	4,500	必要なつど	申込制各戸収集方式(有料)
	有害ごみ(危険物)	100	月 2 回	透明なポリ袋による品目ごとのステーション方式(使用済み乾電池、水銀入り体温計、カセット式ガスボンベ・スプレー缶、使い捨てガスライター) 購入時のケースまたは割れないような措置によるステーション方式(使用済み蛍光灯)
	計	249,600		
事業所ごみ	可燃ごみ	97,000	必要なつど	許可業者による指定袋等を用いた事業所別収集方式または自己搬入(幕張新都心タウンセンター・住宅地区の一部は管路収集)
	不燃ごみ(燃えがら)	200	必要なつど	許可業者による指定袋等を用いた事業所別収集方式または自己搬入
	資源物	48,000	必要なつど	排出者自らの運搬または許可業者等による事業所別収集方式
	計	145,200		
	合 計	394,800		

(注) 1 「指定袋」とは、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第5条により、市長が定めた容器をいう。

2 「管路収集」とは、廃棄物空気輸送システムにより廃棄物を管路で収集する収集方式をいう。

3 「専用袋」とは、生ごみ分別収集モデル事業のため、対象世帯に配付された袋をいう。

4 許可業者による家庭系廃パソコンの周辺機器の収集は含まない。

5 一般廃棄物の量は「持込み可燃」及び「持込み不燃」が含まれている。

6 事業所ごみのうち、資源物は「生ごみ及び厨芥類等」を含む。

(a) 収集・運搬施設の概要

施設名	千葉県企業庁 幕張クリーンセンター
所在地	美浜区打瀬 1-1
施設の種類	ごみ処理施設
処理能力	78 t / 日
処理方式	空気輸送、ごみ圧縮

(ウ) 収集しない一般廃棄物の概要

a 収集しない一般廃棄物

排出禁止物	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第26条及び千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第7条で定める一般廃棄物
適正処理困難物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定に基づく一般廃棄物の指定に関する告示（平成6年厚生省告示第51号）で定める一般廃棄物
一時多量ごみ	引っ越し、大掃除、庭木の剪定などに伴い一時的に多量に出るごみ

b 収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	処理方法
排出禁止物	排出者が自ら処理するか、または専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や購入した店に引き取りを依頼する。
	【特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）対象機器】 家電リサイクル法対象機器の処理方法は次のcによるものとする。
	【パソコン用機器（以下「パソコン」という。）】 1 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき再資源化する。 使用済みパソコンは、パソコンを製造する事業者または自ら輸入したパソコンを販売する者に回収を申し込み。回収する者がない使用済みパソコン（自作パソコン、倒産したメーカーのパソコンなど）は、「有限責任中間法人 パソコン3R推進センター」に回収を申し込み。 2 排出者自らまたは一般廃棄物収集運搬許可業者が、一般廃棄物処分許可業者の処理施設へ搬入する。
適正処理困難物	排出者が自ら処理するか、または専門業者に相談するか、購入した店に引き取りを依頼する。
一時多量ごみ	排出者が自ら処理するか、または排出者が自ら市の処理施設に搬入するか、若しくは市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼し、市の処理施設で処理を行うものとする。

(注) 家電リサイクル法対象機器：エアコン、テレビ（ブラウン管式）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機を対象とする。

c 家電リサイクル法対象機器の処理

家電リサイクル法対象機器の処理は、排出者が、購入した小売業者、若しくは買替えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するか、または自ら製造メーカー指定引取場所へ搬入するか、若しくは市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に、指定引取場所への収集運搬を依頼し、再資源化を図るものとする。

市内にある指定引取場所については、市外からも家電リサイクル法対象機器が小売業者等により搬入される。

(a) 市内から排出される家電リサイクル法対象機器の処理方法

区分	収集・運搬主体	指定引取場所
市内から排出される 家電リサイクル法対象機器	排出者 許可業者 小売業者	・フェニックスメタル(株)千葉事業所 稻毛区六方町 210 ・日本通運(株)千葉中央支店 美浜区新港 153 他

(b) 市外から市内に搬入される家電リサイクル法対象機器の処理方法

区分	収集・運搬主体	指定引取場所
市外から搬入される 家電リサイクル法対象機器	排出者 許可業者 小売業者 他市町村直営・委託	・フェニックスメタル(株)千葉事業所 稻毛区六方町 210 ・日本通運(株)千葉中央支店 美浜区新港 153

ウ 中間処理計画

(ア) 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量及び処理施設の概要

a 粗大・不燃処理施設、資源選別施設の搬入者別処理内訳量

(単位:t／年)

区分	一般廃棄物 の種類	搬入者	処理量				
			搬入量	修理 再生	鉄類回収	資源選別・ 積替・保管等	残さ量
新浜 リサイクル センター	不燃ごみ	市 排出者	12,200	—	2,800	—	破碎可燃残さ 10,000
	粗大ごみ	市 排出者	4,300	*			破碎不燃残さ 3,700
	資源物 (びん・缶・ ペットボトル)	市	13,800	—	—	13,800	—
	有害ごみ (危険物)		100	—	—	100	—
合 計			30,400	*	2,800	13,900	13,700

株式会社 佐久間 千葉リサイクルセンター	(ペットボトル)	市	3,100	—	—	3,100	—
株式会社 松本運送 千葉ペットボトル リサイクルセンター							

(注) 1 粗大ごみの搬入量には粗大ごみとして収集した布団類(200t)は含んでいない。

2 * : 100t 単位での整理のため、修理再生量は算入していない。

新浜リサイクルセンターにおいて不燃ごみ及び粗大ごみは破碎機により破碎し、鉄類を回収する。また、再生可能な粗大ごみ(家具・自転車)は修理再生する。

資源物の缶については機械選別により鉄とアルミニウムに選別し、びんについては手選別により生きびん及び色別(無色、茶色、その他)に選別し、カレット処理のうえ保管し、資源化を図る。

その他の色のびんとペットボトルについては容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律で指定を受けた指定法人(財団法人日本容器包装リサイクル協会)に再商品化を委託する。

その他の色のびんについては新浜リサイクルセンターで保管後、ガラス・リソーシング株式会社において再商品化を図る。

ペットボトルについては新浜リサイクルセンターへ搬入し、ペットボトルストックヤードで積み替え、株式会社佐久間千葉リサイクルセンター及び株式会社松本運送千葉ペットボトルリサイクルセンターにおいて選別、圧縮及び保管し、株式会社丸幸において再商品化を図る。

(a) 粗大・不燃処理施設、資源選別等施設の概要

施設名	新浜リサイクルセンター	株式会社佐久間 千葉リサイクルセンター	株式会社松本運送 千葉ペットボトル リサイクルセンター
所在地	中央区新浜町4	第1工場： 稲毛区長沼原町716-2 第2工場： 稲毛区山王町333-11	浜野工場： 中央区浜野町1025-160
処理能力	125 t / 5 h (粗大・不燃ごみ処理施設) 95 t / 5 h (資源選別施設)	第1工場：4.8 t / 日 第2工場：4 t / 日 (選別、圧縮・保管施設)	4.8 t / 日 (選別、圧縮・保管施設)
処理方式	粗大・不燃ごみ ：回転破碎方式 缶 ：機械選別 びん ：手選別 ペットボトル ：積替え保管	ペットボトル：圧縮、梱包	ペットボトル：圧縮、梱包

(b) 再商品化施設の概要

一般廃棄物の種類	ガラス（無色、茶色以外）	ペットボトル
施設名	ガラス・リソーシング株式会社 本社工場	株式会社丸幸 千葉栄工場
所在地	銚子市春日町 740-1	印旛郡栄町矢口神明 1-4-1
処理能力	400 t／日	24 t／日
再商品化手法	サンドウェーブ方式	フレーク化

b 焼却施設の搬入者別処理内訳量

(単位:t／年)

一般廃棄物の種類	搬入者	処理量			
		北谷津清掃工場	北清掃工場	新港清掃工場	合計
可燃ごみ	市	55,500	81,200	71,400	208,100
	許可業者	18,600	30,400	45,300	94,300
	排出者	700	1,300	1,500	3,500
破碎可燃残さ	市	2,800	7,100	100	10,000
合計		77,600	120,000	118,300	315,900

(注) 可燃ごみ(搬入者:市)の処理量には粗大ごみとして収集した布団類(200t)、不法投棄(200t)、衛生センターから排出されるし渣(100t)を含む。

(a) 焼却施設の概要

施設名	北谷津清掃工場	北清掃工場	新港清掃工場
所在地	若葉区北谷津町 347	花見川区三角町 727-1	美浜区新港 226-1
公称能力	450 t／日	570 t／日	405 t／日
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉

c 有害ごみの量、処理方法及び処理施設の概要

(a) 処理量及び処理方法

処理量	100 t／年
処理方法	資源物抽出型無害化処理

(b) 処理施設の概要

施設名	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所	東邦亜鉛株式会社
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見 217-1	群馬県安中市中宿字茶臼塚 1321-1
施設の種類	水銀含有廃棄物再資源化プラント	選別破碎施設
処理能力	60 t／日	24 t／日
処理方式	焙焼処理・水銀回収等	選別・破碎

d 一般廃棄物処分許可業者の処理施設の概要

施設名	品川開発 株式会社 千葉リサイクルセンター	フルハシ工業 株式会社 千葉リサイクルラント	株式会社 中建設	株式会社 近藤商会	ジャパン・リサイクル株式会社
処理対象物	木くず	木くず	木くず	家庭系廃パソ コン・周辺機 器・排出禁止物 の一部*	生ごみ及び 厨芥類等
所在地	美浜区新港 223-9	中央区浜野町 1216-68	若葉区中野町 590-27	花見川区千種町 259-8	中央区川崎町 10-3
施設の種類	破碎施設	破碎施設	破碎施設	圧縮施設	メタン発酵施設
処理能力	300 t／日	480 t／日	252 t／日	54.3 t／日	30 t／日
処理方法	燃料チップ化・ ボードチップ 化・木粉化	燃料チップ化・ ボードチップ 化・木粉化	燃料チップ化・ ボードチップ 化・木粉化	手解体 分別後、圧縮	メタン発酵

(注) 排出禁止物の一部* : 廃ピアノ、廃電子オルガン、廃電子キーボード、廃耐火金庫(アスベスト含有製品除く)、廃浴槽、廃スキー板、廃サーフボード、廃スケートボード、廃ヘルメット、廃ボウリングの球、廃タイヤ、廃スプリング入りマットレス

e 生ごみ分別収集モデル事業における処理施設の概要

施設名	ジャパン・リサイクル株式会社
所在地	中央区川崎町 10-3
処理能力	30 t／日
処理方法	メタン発酵

(イ) 焼却残さ等の量、処理方法及び処理施設の概要

a 処理量及び処理方法

(単位: t／年)

施設名	焼却灰量	処理方法	処理量	合計
北清掃工場	20,700	エコセメント化	8,300	8,300
北谷津清掃工場	11,400	埋立	15,400 8,400 溶融飛灰固形物	26,000
新港清掃工場	—	溶融スラグ化	7,200 800	8,000
		処理量合計		42,300

(a) 处理施設の概要

施設名	新港清掃工場	市原エコセメント株式会社
所在地	美浜区新港 226-1	市原市八幡海岸通 1-8
施設の種類	プラズマ式ごみ焼却灰溶融化施設	焼却灰セメント化施設
処理能力	36 t／日	321 t／日
処理方式	プラズマ溶融方式	エコセメント化

エ 最終処分計画

(ア) 一般廃棄物の搬入者別処分内訳量

一般廃棄物の種類	搬入者	処理量
不燃ごみ	市	300 t／年
	許可業者	100 t／年
	排出者	100 t／年
破碎不燃残さ	市	3,700 t／年
溶融飛灰固化物	市	2,200 t／年
焼却残さ	市	23,800 t／年
合計		30,200 t／年

(イ) 埋立方法

処分場名	新内陸最終処分場
埋立方法	セル、サンドイッチ方式

(ウ) 最終処分場の概要

処分場名	新内陸最終処分場
所在地	若葉区更科町 1457
埋立面積	82,800 m ²
埋立容量	939,000 m ³
残余容量	662,578 m ³

(注) 残余容量は、平成 20 年 3 月末現在のものであり、覆土を含んでいる。

(2) し尿・汚泥処理実施計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 収集区域の範囲

千葉市全域

(イ) 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量	収集回数	収集方法
し 尿	9,500 kl／年	概ね月1回	公共施設別及び各戸、事業所別収集方式
浄化槽汚泥	29,500 kl／年	年1回以上	各戸収集方式

イ 中間処理計画

(ア) 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量

一般廃棄物の種類	搬入者	処理量
し 尿	市(委託) 許可業者	9,500kl／年
浄化槽汚泥	許可業者	29,500kl／年

(イ) し尿・汚泥処理施設の概要

施設名	衛生センター
所在地	中央区村田町893
処理能力	180kl／日
処理方式	前処理及び下水圧送

(ウ) 処理施設から発生するし渣の量及び処分方法

施設名	衛生センター
し渣の量	100 t／年
処分方法	焼却(新港清掃工場)

附 則

この計画は平成20年11月17日から実施する。